

**居宅介護等契約内容重要事項説明書**  
**ネットワーク大府指定訪問介護事業所**

**特定非営利活動法人 ネットワーク大府**

**愛知県大府市森岡町一丁目30番地**

**TEL：0562（44）3735**

**FAX：0562（44）2953**

平成 28 年 5 月 11 日現在

当事業所は利用者に対して居宅介護等サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 ネットワーク大府
- (2) 法人所在地 愛知県大府市森岡町一丁目 30 番地
- (3) 電話番号 0562-44-3735
- (4) 代表者氏名 理事長 矢澤久子
- (5) 設立年月 平成 11 年 9 月 1 日 (任意団体設立 平成 4 年 9 月 1 日)
- (6) 法人が所有する営業所・認定日
  - 介護保険・・・ネットワーク大府指定訪問介護事業所・平成 11 年 10 月 29 日
  - ネットワーク大府指定居宅介護支援事業所・平成 12 年 2 月 29 日
  - ネットワーク大府通所介護事業所あいこでしょ・平成 13 年 7 月 31 日
  - ネットワーク大府追分デイサービス・平成 15 年 1 月 31 日
  - (特) ネットワーク大府グループホーム「わかくさ」・平成 16 年 7 月 15 日
  - 障害者総合支援・・・ネットワーク大府指定訪問介護事業所  
(身体・知的・精神、障害者(児)居宅介護事業)  
平成 15 年 2 月 28 日
  - 市委託事業・・・高齢者居宅介護事業・平成 14 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 ネットワーク大府指定訪問介護事業所
- (2) 事業所の所在地 愛知県大府市森岡町一丁目 30 番地
- (3) 電話番号 TEL 0562-85-7038  
FAX 0562-44-2953.
- (4) 通常サービス提供地域 大府市
- (5) 営業日及び営業時間

事務所営業日	月～土…8時30分～17時30分。ただし国民の休日及び12月29日から1月3日まで除きます。
サービス提供時間帯	年中 平常 8時～18時 早朝 6時～8時 夜間 18時～22時 深夜 22時～翌朝 6時

## (6) 事業所番号

- 2318800105 (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)
- 2368800039 (大府市 移動支援)
- 2362200244 (東海市 移動支援 児童)
- 2361100247 (東海市 移動支援 者)

(ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。)

ただし、利用者の精神、身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認める場合であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。また、計画にない緊急時の対応を行なう場合、介護給付費報酬額に定める規定の料金をいただきます。

## (2) 利用者負担の減免について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円、障害児にあっては28万円未満の方、施設等入所者を除く)	障害者 9,300円 障害児 4,600円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1に該当する方を除く)	37,200円

※ 利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者(保護者)負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業者までご連絡をお願いします。

※ 事業者が利用者(児童居宅介護においては保護者)に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者(児童居宅介護においては保護者)に通知します。

## (3) その他の料金

移動支援(外出支援)、行動援護等により、タクシー・公共交通機関等を利用した場合は、従業者の交通費(公共交通機関利用料金等)をお支払いいただきます。外出先での飲食等に関する費用は従業者の分について、ご負担いただくことはありません。家事援助において、買い物に車を利用した場合は、交通費(ガソリン代往復距離数×1Km50円)をいただきます。この他、余暇活動等で、プールの利用料金等活動実費が生じた場合の従業者負担の分につきましては、利用者(児童居宅介護においては保護者)にご負担いただきます。

## (4) 交通費

上記2で示した「通常のサービス提供地域」以外の地域へのサービス提供につきましては、交通費(公共交通機関実費、車利用の場合・往復距離数×1kmあたり50円)をいただきます。

## (5) キャンセル料

利用予定日の前日午後5時までに申し出がなく、午後5時以降に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。ただし、急病等やむをえない場合はキャンセル料を頂きません。

利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合	1000円

## (6) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、電気、ガス、電話等の費用は、利用者（児童居宅介護においては保護者）にご負担いただきます。

## (7) 利用料金のお支払方法

前記5の利用料は、1か月ごとに計算し、翌月初めにご請求します。

支払いは原則として銀行口座引き落としとします。事情によりこれに抛りがたい場合は(3)か(4) いずれかの方法でお支払ください。

- |  |
|--|
| (1) ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし   |
| (2) あいち知多農業協同組合口座からの自動引き落とし  |
| (3) ネットワーク大府の口座へ振り込む<br>あいち知多農業協同組合大府西支店<br>金融コード 6531-499<br>普通預金口座番号 030331<br>口座名 特定非営利活動法人ネットワーク大府 |
| (4) 訪問徴収   |

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、保護者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者（児童居宅介護においては保護者）が事業者に対し5日間の予告期間をおいで通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者（児童居宅介護においては保護者）がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場

合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

- ④ 当事業所を閉鎖または縮小するなどやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

## 7. 当事業所のサービス利用に際し留意いただきたい事項

### (1) サービス提供を行うホームヘルパー

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。

### (2) ホームヘルパーの交替

- ① 利用者及び保護者からの交替の申し出

選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、利用者及び保護者から特定のホームヘルパーの指名はできません。

- ② 事業者からのホームヘルパーの交替

事業者の都合により、ホームヘルパーを交替することがあります。ホームヘルパーを交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止

利用者及び保護者は、定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- ② 居宅介護サービスの実施に関する命令

居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は居宅介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、契約支給内容の範囲内でサービス内容の変更を行います。その場合、

事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

#### (5) 受給者証の確認

住所、利用者負担額及び支給量など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

#### (6) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

### 8. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

#### 【主治医】

医療機関名	
住 所	
電 話 番 号	
主治医氏名	

#### 【ご家族等緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

### 9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい損害保険株式会社  
 保険名 NPO活動総合保険  
 補償の概要 第三者に対する損害賠償・会員の活動中の障害を保障

#### 10. この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

受付窓口	朝倉かずゑ 北村良一 坂部晴美 深谷久仁子 服部淳子
電話番号	0562-85-7038
FAX	0562-44-2953
受付時間	24時間

当事業所以外に下記へ苦情を伝えることができます。

担当部署	大府市役所 福祉課 : 大府市中央町五丁目70番地
電話番号	0562-47-2111
FAX	0562-47-7320
受付時間	8:30 ~ 17:15

※ この他、お住まいの市町村役場 福祉課

担当部署	愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会
電話番号	052-212-5515
FAX	052-212-5514

平成 年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者（児童居宅介護においては保護者）に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 〒474-0036 大府市森岡町一丁目30番地

(名称) 特定非営利活動法人ネットワーク大府

(説明者) 所属 ネットワーク大府指定訪問介護事業所  
氏名 印

私は契約書及び本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護等のサービスの提供開始に同意しました。

利用者（児童居宅介護においては保護者）

(住所)

(氏名) 印

(児童氏名)

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印